

2025年1月20日

国際会計基準審議会 御中

一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会による公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』の改訂」に対する意見

全国銀行協会¹として、貴審議会（IASB）による公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』の改訂」（以下「公開草案」という。）に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

IASBによる活動および今般の公開協議を歓迎するとともに、いくつかの質問事項に対して会員銀行から寄せられたコメントをもとに全国銀行協会として意見を述べたい。

総論

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の適用に関して、利害関係者の疑問に対応するかたちで、持分法の適用方法への追加及び明確化を行い、実務の不統一を減少させることで、財務諸表利用者にとっての比較可能性及び理解可能性の向上を図ろうとするIASBの取組みに敬意を表する。

一方で、一部の提案は、適用上の疑問点に回答することで明確化を図るという持分法プロジェクトの目的を超えるものであり、慎重な検討が必要である。具体的には、関連会社との取引に係る損益を全額認識する提案は、持分法の性質（一行連結か測定技法か）の議論に密接に関連すると考えられるため、当該議論をせずに基準を抜本的に改訂することは適切ではないと考える。

また、財務諸表作成者の実務負担やコストを大幅に増加させるおそれがある提案については、本改訂を行うことによって、財務諸表の利用者の便益や、企業の減損テストに係る負担にどのような影響が生じるかを踏まえ、慎重に検討すべきと考える。

以下は、今回の公開草案で提示された各設問に対する我々のコメントである。特段コメントがない設問については記載を省略している。

本コメントが、IASBにおける今後の検討に資すれば幸いである。

¹ 全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

質問事項に対するコメント

質問3 — 損失に対する投資者の持分の認識

(〔案〕 IAS 第 28 号 (202x 年改訂) の第 49 項から第 52 項)

IAS 第 28 号の第 38 項は、損失に対する投資者の持分が関連会社に対する持分と等しいか又は超過する場合には、投資者がそれ以上の損失に対する持分を認識しないことを要求している。しかし、IAS 第 28 号は、関連会社に対する投資の帳簿価額をゼロまで減額した投資者が次のようにするかどうかに関する要求事項を含んでいない。

- (a) 追加の所有持分の購入時に、認識していない損失を追加の所有持分の原価から差し引くことによって「キャッチアップ」修正として認識する。
- (b) 関連会社の包括利益の各構成要素に対する持分を区分して認識する。

IASB は投資者が次のようにすることを提案している。

- (a) 追加の所有持分の購入時に、認識していなかった関連会社の損失に対する持分を、その追加の所有持分の帳簿価額を減額することによって認識することはしない。
- (b) 関連会社の純損益に対する持分と関連会社のその他の包括利益に対する持分を区分して認識して表示する。

結論の根拠の BC47 項から BC62 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

「(a) 追加の所有持分の購入時に、認識していなかった関連会社の損失に対する持分を、その追加の所有持分の帳簿価額を減額することによって認識することはしない」とする提案に同意する。

関連会社への追加投資は、当該関連会社の将来の収益力による当該追加投資額の回収を見込んで実行されることを踏まえると、過去の事象に起因する未認識の損失を追加投資時に一時に負担させること（「キャッチアップ」）は、投資の実態と整合しないと考える。また、仮に「キャッチアップ」を要求する場合、将来が有望であっても未認識の損失が存在する関連会社への投資案件が減少し、経済への悪影響を及ぼすおそれがあると考える。

質問4 — 関連会社との取引

〔案〕IAS第28号(202x年改訂)の第53項

IAS第28号の第28項は、投資者が自らと関連会社との間の取引から生じた利得及び損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識することを要求している。この要求は、「ダウストリーム」取引（投資者から関連会社への資産の売却又は拠出など）と「アップストリーム」取引（関連会社から投資者への資産の売却など）の両方に適用される。

投資者が関連会社との取引で子会社に対する支配を喪失する場合、利得又は損失の一部のみを認識するというIAS第28号の要求は、子会社に対する支配の喪失に係る利得又は損失の全額を認識するというIFRS第10号の要求と不整合である。

IASBは、投資者が関連会社とのすべての「アップストリーム」及び「ダウストリーム」の取引（子会社に対する支配の喪失を伴う取引を含む）から生じた利得及び損失の全額を認識するよう要求することを提案している。

結論の根拠のBC63項からBC84項は、この提案についてのIASBの論拠を説明している。

この提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

既存のIAS第28号を抜本的に変更するのではなく、例えば、設例や教育文書等で「関連会社との取引の基本原則はIAS第28号に従うが、関連会社に対して子会社を売却して、当該子会社に対する支配の喪失を伴う取引についてはIFRS第10号を優先する」という指針を当面の取扱いとして示すこと等で、適用上の疑問点の解決を図ることが適切と考えることから、本提案には反対する。

第一に、投資者が関連会社との取引から生じた利得または損失の全額を認識することは、重要な影響力を行使して関連会社との取引価格を調整することによる利益調整の余地を与えるおそれがあり、適切ではないと考える。

第二に、関連会社との取引の会計処理は、持分法の性質（一行連結か測定技法か）の議論に密接に関連すると考えられるが、当該議論をせずに抜本的な改正を提案することは適切ではないと考える。具体的には、関連会社との取引から生じた利得または損失について、一行連結の考え方では部分的認識、測定技法の考え方では全額認識となることが整合的と考えられることから、部分的認識から全額認識に変更する本提案は、実質的に持分法の性質が測定技法であることを示唆するおそれがある。

第三に、IFRS第10号とIAS第28号の要求事項の間の不整合は、IAS第28号第28項の要求事項を全面的に見直す必要が生じるほどには大きくないと考える。すなわち、

IFRS 第 10 号の要求事項は、子会社に対する支配を喪失する取引については損益を全額認識することを定めたものであり、関連会社に対する子会社の売却以外の取引について、IAS 第 28 号の部分的認識の考え方を必ずしも否定するものではないため、全面的に見直すことの妥当性には大いに疑問がある。この点、例えば、関連会社との取引の基本原則は IAS 第 28 号に従うこととしつつ、関連会社に対して子会社を売却し、当該子会社に対する支配を喪失する取引については IFRS 第 10 号を優先する等すれば、両者の不整合は解消できると考える。

質問 5 — 減損の兆候（公正価値の下落）

〔案〕 IAS 第 28 号（202x 年改訂）の第 57 項）

IAS 第 28 号の第 41A 項から第 41C 項は、関連会社に対する純投資が減損していることを示すさまざまな事象を記述している。IAS 第 28 号の第 41C 項は、資本性金融商品に対する投資の公正価値が取得原価を下回る著しいか又は長期にわたる下落は減損の客観的な証拠であると述べている。適用上の疑問点の 1 つは、投資者が投資の公正価値の下落を評価すべきなのは、当該公正価値を報告日現在の関連会社に対する純投資の帳簿価額との比較によってなのか、当該投資の当初認識時の原価との比較によってなのかを質問していた。

IASB は次のことを提案している。

- (a) IAS 第 28 号の第 41C 項における投資の「取得原価を下回る（中略）下落」を「帳簿価額を下回る（中略）下落」に置き換える。
- (b) 公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落を削除する。
- (c) IAS 第 28 号に、投資の公正価値に関する情報は、関連会社に対する追加持分を購入するために支払った価格若しくは持分の一部を売却するために受け取った価格から、又は当該投資の市場相場価格から、観察される場合がある旨を説明する要求事項を追加する。

IASB は、減損に関する IAS 第 28 号の要求事項を再構成して適用しやすくすること、及び文言を IAS 第 36 号「資産の減損」に合わせることも提案している。

結論の根拠の BC94 項から BC106 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

公開草案の提案内容は、適用上の疑問に十分に対処できないと考えられるほか、財務諸表作成者の負担を大幅に増加させるおそれがあるため、反対する。

本公開草案は、IAS 第 28 号の第 41C 項の関連会社の資本性金融商品の公正価値の下落について「著しいか又は長期にわたる」の文言の削除を提案しているが、当該文言を削除するのみでは、純投資の帳簿価額を下回る公正価値の下落を識別する要件やタイミングが不明瞭となり、本公開草案の趣旨である実務の不統一の減少による比較可能性と理解可能性の向上という目的を達成できないと考える。また、当該改訂が行われた場合、財務諸表作成者である企業は、一時的に、もしくはわずかな額でも公正価値が帳簿価額を下回ると、減損テストが求められる可能性がある。一般的に、関連会社への投資やのれんの減損テストには複雑な見積もりが求められ、外部専門家を活用することも多いこと等から、実務負担を含め、企業に多大なコストが発生することが予想される。このため、本改訂を行うことによって、財務諸表の利用者の便益や、企業の減損テストに係る負担にどのような影響が生じるかを踏まえ、慎重に検討すべきと考える。仮に、「著しいか又は長期にわたる」の文言を削除する場合には、但し書きとして「一時的なもしくは重要ではない下落は除く」等の文言を追記することや、IAS 第 36 号の要求に倣い、公正価値の下落を判定するタイミングを「各報告期間の末日時点」とすること等を検討いただきたい。

また、現行の IAS 第 28 号では、関連会社に対する投資の公正価値測定の会計処理単位が明確化されていないため、市場株価にプレミアムを上乗せした価額での投資に関して、減損の客観的証拠の有無の判断に課題が生じていると考える。すなわち、公正価値測定する対象を、関連会社が発行する個別の株式と捉えるか、または投資全体（事業持分）と捉えるかによって、公正価値測定においてプレミアムを市場株価に上乗せすべきかどうか異なり、減損の客観的な証拠の有無の判断に影響すると考えられる。しかし、本公開草案では、この点について特に触れられていないため、このような適用上の課題は解消されないままとなっていることから、取扱いの明確化を希望する。

この点、関連会社への投資は事業投資の性質をもつことが一般的であり、また IAS 第 28 号の第 32 項がプレミアム部分（のれん相当額）の資産計上を規定していることに鑑みると、公正価値測定の単位はプレミアムを含む投資全体（事業持分）とすべきと考える。仮に、当該測定単位を個別の株式とした場合、市場株価が公正価値となるため、外部環境や企業の状況に何ら変化が無くとも、プレミアムを上乗せした関連会社投資は取得直後に、減損の客観的証拠が生じることとなる。これは、IAS 第 28 号の第 41A 項が、減損の客観的証拠は投資の当初認識後に発生した事象を対象としていることとも整合せず、適切ではないと思われる。

質問 7 — 開示要求

(IFRS 第 12 号の第 20 項(c)、第 21 項(d)から第 21 項(e)及び第 23A 項から第 23B 項並びに IAS 第 27 号の第 17A 項)

IASB は本公開草案において IFRS 第 12 号の修正を提案している。持分法を用いて会計処理される投資について、IASB は投資者又は共同支配投資者が次のことを開示するよう要求することを提案している。

- (a) 所有持分のその他の変動から生じた利得又は損失
- (b) 関連会社又は共同支配企業との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失
- (c) 条件付対価契約に関する情報
- (d) 投資の期首と期末の帳簿価額の調整表

IASB は IAS 第 27 号の修正も提案している。親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いている場合に、親会社が子会社との「ダウンストリーム」取引から生じた利得又は損失を開示することを要求するものである。

結論の根拠の BC137 項から BC171 項は、これらの提案についての IASB の論拠を説明している。

これらの提案に同意するか。

反対の場合、反対の理由及び提案する代替案を説明されたい。

「(b) 関連会社又は共同支配企業との『ダウンストリーム』取引から生じた利得又は損失』については、「質問 4 — 関連会社との取引」の回答に記載のとおり、会計処理の変更反対であることから、当該会計処理の変更を背景とした当該開示要求についても反対する。

以 上